

【黒部市】住宅の取得・改良に対する支援制度

担 当 課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	電話番号
都市計画課	木造住宅耐震改修及び危険ブロック塀等除去支援事業	【木造住宅耐震改修について】 ①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着手して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの 【危険ブロック塀等除去について】 ①補強コンクリートブロック塀又は組積造で、市が掲げる基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱 ②傾きやひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀 ③住宅から避難場所へ通じる道路に面したものの	【木造住宅耐震改修について】 改修に要する費用の4/5(100万円以内) 【危険ブロック塀等除去について】 除却に要する費用の2/3(除却の場合上限10万円、除却とともに新たな塀または門柱を設置する場合上限15万円)	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=334	0765-54-2647
都市計画課	民間宅地開発事業	・用途地域内で行為面積が1500㎡以上かつ、宅用地の区画数の75%以上について は1区画あたりの住宅用地面積が165㎡以上であるもの (黒部市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においては、行為面積が500㎡以上かつ、宅用地の区画数の75%以上については1区画あたりの住宅用地面積が165㎡以上であるもの) ・宇奈月都市計画区域内で行為面積が3000㎡以上でかつ、宅用地の区画数の75%以上については1区画あたりの住宅用地面積が330㎡以上であるもの	対象経費の実支出額と算定基準により算定した額の合計額とのいずれか低い額に1/2を乗じて得た額(限度額1500万円)		0765-54-2647
都市計画課	住宅取得支援補助制度(転入者住宅取得支援制度)	【転入者】市外に1年以上居住していた転入者が市内で住宅を取得する場合 【市内転居者】住宅取得のために居住誘導区域内で1年以内に300万円以上の土地を取得した場合 【転入者・市内転居者】 ・住宅の取得に対する費用の支出(移転補償費除く)がある ・取得する住宅について所有権が1/2以上ある ・取得する住宅に3年以上定住する意思がある ・3親等以内の親族からの購入や相続・贈与等による取得ではない ・申請者、対象物件が以前に当該補助金の対象となっていない ・市税の滞納がない	【転入者】①居住誘導区域内に住宅を取得する場合、100万円補助②市が指定する「まちなか(居住誘導区域内を除く)または「地鉄沿線」区域の場合、10万円補助③若年世帯(40歳未満)の場合、20万円補助④子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10万円補助⑤県外からの転入者は、30万円補助 ※複数該当する場合は、該当する補助額を合算した合計額が補助額となる 【市内転居者】①30万円補助②若年世帯(40歳未満)の場合、20万円加算③子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10万円加算 ※①の対象者で、②③に該当する場合は、①に該当となる補助額を加算した合計額が補助額となる	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?prev=1&servno=1917	0765-54-2647
都市計画課	空家情報バンク活用促進補助	黒部市空家情報バンクを通じて空家等を売買・賃貸した空家の所有者・利用者	【賃貸】空家等の1年間の賃貸借料相当額の5分の1以内 【売買】空家等の売買代金相当額の5分の1以内 上限額は10万円 ※黒部市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内の空家の所有者は10万円加算	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	0765-54-2647
都市計画課	登録空家リフォーム補助	【リフォーム補助金】 空家バンクに登録されている空家等のリフォーム工事を行う空家等の所有者・利用者 【解体補助金】 黒部市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内で、新築住宅建設のために空家バンクに登録されている空家等の解体工事を行う空家等の購入者 【家財処分費補助金】 空家バンクに登録されている空家等の家財道具等の処分を行う所有者等又は入居者	【リフォーム補助金】 対象工事費の2分の1(上限額は50万円) ※居住誘導区域内で所有者が行う場合は上限100万円 【解体補助金】 対象工事費の2分の1(上限額は100万円) 【家財処分費補助金】 対象経費の2分の1(上限10万円)	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	0765-54-2647
都市計画課	屋根融雪装置設置費補助	中山間地域に在する住宅に、屋根融雪装置を設置する者	補助額 30万円	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=474	0765-54-2647
福祉課	在宅高齢者等住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、前年分所得税非課税世帯の方	自立者(介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む)…対象工事費(限度額45万円)の3分の2 要支援・要介護者…対象工事費(限度額90万円)の3分の2	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=38	0765-54-2502
福祉課	在宅重度身体障害者住宅改善事業	在宅重度身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級の視覚障害もしくは肢体不自由者)及び内部障がい者で補装具として車椅子の給付を受けている方の世帯の住宅改修	所得税非課税世帯…対象工事費(限度額90万円) 所得税課税(額287,500円以下)世帯…対象工事費の3分の2(限度額60万円)	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=35	0765-54-2502
こども支援課	三世代同居・近居リフォーム補助金	(1)中学生以下の孫世代を含む三世代で同居又は近居を開始した世帯 (リフォーム工事後速やかに同居又は近居する世帯を含む) (2)住宅リフォーム工事(100万円以上の補助対象工事)を予定している世帯 (3)市税、国保税及び保育料を滞納していない世帯	三世代同居・近居の開始時期が令和6年度以降：50万円 三世代同居・近居の開始時期が令和5年度中：20万円	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=7096	0765-54-2577
農林整備課	地域材活用促進事業	建築士が設計した一戸建ての木造住宅(店舗併用住宅含む)及び付属建物(車庫・納屋)で、市内に自ら居住するために新築又は増改築するもので、市内産木材を5%以上使用したもの	補助額 市産材使用量 5%～7.5% : 10万円 7.5%～10% : 15万円 10%～20万円(建築主が市外から転入する場合は、10万円を加算。)	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=517	0765-54-2604
上下水道経営課	浄化槽整備事業補助金	公共下水道・地域し尿処理施設・農業集落排水処理事業の生活排水処理事業の認可区域以外の区域。主として居住の用に供する住宅。	①5人槽 39万円 ②6～7人槽 47.4万円 ③8～10人槽 66万円 ④11～20人槽 100.2万円 ⑤21～30人槽 154.5万円 ⑥31～50人槽 212.9万円	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=45	0765-54-2666
上下水道経営課	市単独補助浄化槽整備事業補助金	(1)認可を受けた公共下水道事業計画区域内のうち、整備予定が3年以上後である区域にある住宅 (2)下水道等の認可区域内で管路敷設工事費がおおむね3,000千円以上、管路延長50m以上のもの	①5人槽 39万円 ②6～7人槽 47.4万円 ③8～10人槽 66万円	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=45	0765-54-2666
上下水道経営課	住宅用デイスボーズ設置補助金	(1)市税、水道料金・下水道使用料及び下水道事業受益者負担(分)担金の滞納がなく、かつ公共下水道使用者または、農業集落排水処理施設使用者で、住宅用デイスボーズを設置する場合、デイスボーズ1基につき、その費用の一部を補助 (2)戸建住宅の場合は、1戸につき1基、共同住宅の場合は、居住戸数につき1基までを限度 (3)対象期間に定めあり	デイスボーズ1基につき3万円 ただし、設置費用の1/2以内を限度 千円未満は切り捨て	http://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?prev=1&servno=1342	0765-54-2666
上下水道経営課	水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給	(1)市税及び下水道事業受益者負担金に滞納がなく、供用開始後3年以内のもの (2)自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難であり、償還について十分な能力がある者	借入限度額 150万円以内/件 期間 5年以内 利子補給率 貸付利率の2%相当額を上限	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4324	0765-54-2666
上下水道経営課	合併処理浄化槽維持管理補助金	(1)黒部市内に合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置しているもの。 (2)黒部市合併処理浄化槽適正維持管理推進協議会の会員が行う黒部市合併処理浄化槽維持管理一括契約を締結し、合併処理浄化槽の保守点検及び清掃並びに法定検査を行っており、水質検査の結果、適正な維持管理を行っている認められるもの。 (3)公共下水道及び農業集落排水区域外又は、接続すべき区域になってから1年以上経過していないもの。 (4)市税に滞納がないこと。	①5人槽 14千円 ②6～7人槽 17千円 ③8～10人槽 23千円	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6059	0765-54-2666